

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした、雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）による就業促進定着手当の支給に関する処分を取り消す。

第2 事案の概要

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社を離職し、同月〇日、公共職業安定所に出頭し、雇用保険の受給資格の決定を求めた。
- (2) 請求人は、平成〇年〇月〇日、B所在のC会社（以下「事業所」という。）に就職し、再就職手当を受給した。
- (3) 請求人は、平成〇年〇月〇日、事業所に再就職後、引き続き6か月間雇用されたため、安定所長に対して就業促進定着手当の支給を申請し、安定所長は、同月〇日、就業促進定着手当〇円を支給する処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (4) 請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求を行ったが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- (5) 請求人は、更にこの決定を不服とし、本件処分の基礎となったみなし賃金日額の算定に誤りがあると主張して、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだものである。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした就業促進定着手当の支給に関する処分は妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 賃金が労働した日又は時間によって算定されている被保険者の就業促進定着手当の基礎となる「みなし賃金日額」は、①再就職後の6か月間に支払われた賃金の総額を180で除して得た額が、②再就職後の6か月間に支払われた賃金の総額を再就職後の6か月間に労働した日数で除して得た額の70%相当額を下回る場合は、後者(②)とすることとされている(法第17条第1項、同条第2項、第56条の3第3項第2号、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第83条の2)。

(2) これを本件についてみると、請求人の賃金は労働した時間によって算定されており、上記(1)①により算定された額(○円)が、上記(1)②により算定された額(○円)を下回っていることから、後者(○円)が請求人のみなし賃金日額となるというべきである。

(3) この点、請求人は、賃金が時給制ではあるが、出勤していない日や時間(賃金が支払われない日、自宅から就業場所までの移動時間等)についても労働しているものとみなすべきであるから、再就職後の6か月間に労働した日数は180日である旨主張する。

しかしながら、出勤していない日や時間など事業所の指揮監督が及ばない時間についても労働したものとみなすべきであるという請求人の主張は独自の見解にすぎず、採用することはできない。

(4) したがって、当審査会としては、請求人のみなし賃金日額の算定に誤りはなく、本件処分は妥当であるものと判断する。

3 結 論

以上のとおりであるから、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対して

した就業促進定着手当の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって主文のとおり裁決する。